

助成回数のリセットに関する申立書（愛媛県特定不妊治療費助成事業）

年 月 日

愛媛県知事 様

申請者

住所 _____

氏名(夫) : _____

氏名(妻) : _____

特定不妊治療費の助成を申請するに当たり、下記のとおり、{ 出生
死産(妊娠 12 週以降) }
に至った事実を証明する書類を添えて、下記の基準日以前に受けた助成回数のリセットを希望します。

記

リセットの基準日(※1)	年 月 日
子の氏名(※2) <small>ふりがな</small>	

(※1) リセットの基準日とは、子の出生日又は死産があった日のこと。

(※2) リセットの基準日に出生した子の氏名を記載すること。なお、子の氏名は住民票及び戸籍謄本と整合性がとれること。

(添付書類) 出生の場合：住民票及び戸籍謄本

死産の場合：死産届又は母子健康手帳の「出産の状態」ページ、死産証書(死体検案書)等の写し

【助成回数のリセットとは】

本事業による助成を受けた後、出産（又は、妊娠 12 週以降の死産）をした場合は、左記の出来事が生じた日を基準に、基準日以前に受けた助成回数をリセットすることができます。

<リセットの例>

年	助成を受けた回数	出来事	治療開始時の妻の年齢	
H29	通算 1 回目		35 歳	} リセットされる
	通算 2 回目		35 歳	
	通算 3 回目		36 歳	
H30	0 回	出産		←基準日
R 元	通算 4 回目 → 1 回目		38 歳	
R 2	通算 5 回目 → 2 回目		38 歳	

H30 年に出産をしていることから、出生日以前に助成を受けた回数はリセットされ（3 回分→0 回とカウントする）、以降は 43 歳までに助成を 6 回受けることができます。ただし、上記の例では、リセット後すでに 2 回助成を受けているため、助成回数の上限は残り 4 回となります。（通算 4 回目の助成を、リセット後は通算 1 回目の助成として取り扱います。）